

Title	修身要領関係資料
Sub Title	Materials concerning the editing of Shushin yoryo
Author	富田, 正文(Tomita, Masafumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1954
Jtitle	史学 Vol.27, No.2/3 (1954. 5) ,p.311a(409a)- 333(431)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾史研究特輯
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19540500-0311

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

こゝに掲げる資料は、本號に掲載した土橋俊一氏の「修身要領の編纂過程に就て」と題する研究論文に引用された原資料を活字印刷に附したものである。

「修身要領」正文の成立に至る過程を彼此對照するために、原案作成の順序に排列し、改稿變遷の跡を明らかにするやうに配慮した。

原稿は、本文に併せて、その本文の筆者自身または協力編纂者の註や釋義や注意などの書き入れがあるが、活字では筆蹟の相違を示すことができないので、各條のあとに註記することにした。

各條の末尾に附した洋數字は、各資料を對照する便宜上、われわれが假に附けたものである。其他ゴジック體の文字は、すべてわれわれの附した説明の文言である。

これらの資料は現在すべて慶應義塾の保管するところとなつてゐる。その資料の閱覽筆寫のために便宜を與えられた慶應義塾圖書館ならびに塾史編纂所の厚意は、茲に記して特に謝意を表さねばならない。またこの原資料の解讀淨寫はすべて土橋俊一氏の努力によるものである。これまたその筆勞を多とする次第である。

獨立主義ノ要領 [門野幾之進草案]

(草稿表紙) 獨立主義ノ綱領。明治卅二年十一月三日起草。

(草稿表紙裏) 此稿十一月三日成。四日福澤先生に呈す。五日

先生宅に於て第一會出席、小幡先生、一太郎氏、石河氏、小生。

十二月八日小幡先生宅集會、出席石河氏、小生。

同十一日夜小生第二稿成。

人間生存ノ目的ハ果シテ何處ニ在リヤトハ、往々世人ノ自カラ問フテ自カラ其答ニ迷フ所ナレドモ、是レ恰モ宇宙ノ何ガ故ニ存在スルヤヲ疑フニ伴シク、到底人間ノ知り得ベキコトニ非ズ。故ニ此般ノ自問自答ハ高尙ナル妄想家ニ一任シ、俗人ハ唯人世ヲ有ノ儘ニ觀ジテ、其眞タリ僞タルヲ論ゼズ、少ニシテ學ビ、壯ニシテ働キ、老テ休息スルコトヲ心懸クベキノミ。而シテ其間親シク自ラ見聞スル事物ニ就キ、自然ノ妙理ヲ味フコソ人生無上ノ樂事ナル可ケレ。

一身ノ獨立

一、凡ソ處世ノ要ハ獨立ニ在リ。獨立トハ人ニ依ラズシテ生活言動スルコトナリ。人ニ依ラズトハ、人ト共ニセザルノ義ニ非ズ、意ヲ曲ゲテ人ニ從ヒ、報ユル所ナクシテ人ヲ勞スルナド、總ジテ

修身要領關係資料

人ノ力ヲ竊ミ、又自カラ欺クコトナキヲ云フナリ。(1)

一、獨立ノ基礎ハ心身ノ健康ニ在リ。身ト心トハニシテ一、一ニシテ二、強弱互ニ相伴ヒ、又互ニ相制スルモノナレバ、身體ノ

衛養ト精神ノ保育トハ、終生忽ニス可ラザルモノナリ。(2)

一、身體衛養ノ法ハ、新鮮ノ空氣ヲ呼吸シ、清潔ノ水ヲ飲ミ、寒暑中和ノ氣候ニ居リ、消化シ易キ食物ヲ取り、活潑ニ身ヲ動カシテ程ヨク休息ヲ行フニ在リ。文字アルモノハ生理學及ビ健全學ノ書ヲ讀ミ、文字ナキモノハ學者ニ問ヒ、孰モ其荒マシヲ心得置クコト肝要ナリ。(3)

一、精神ノ保育トハ、觀察思考及ビ判斷ノ力ヲ養フコトナリ。空理ノ穿鑿ハ面白ケレドモ、徒ニ想像ノ力ヲ強ムルノミニテ、殆ド人事ニ益ナシ。コレニ反シテ實地ノ學問ハ、思慮分別ノ力ヲ養ヒ、獨立ノ念ヲ堅ウスルモノナレバ、學校ニ入りテ教育ヲ受ルモノハ先ヅ普通學ノ大體ヲ學ビ、次ニ成ル可ク理化學經濟法律ノ如キ實際ニ近キ學問ヲ修ム可シ。又學校ニ入ルノ餘暇ナキモノハ、日々自カラ見聞スル所ニ就キ、思慮ヲ長ジ智識ヲ養フノ工夫ヲ爲シ、常ニ怠ル可ラズ。(4)

一、心身健康ナルモノハ必ず世間ニ出デ、職業ヲ求ム可シ、職業ハ生活ノ方便ニシテ、尊卑ノ差別アルナシ。所得ノ多少モ亦以テ榮辱トスルニ足ラズ、唯己ノ獨立ヲ忘レ只管生計ニ汲々タルハ、卑劣ノ行トシテ排斥ス可キノミ。(5)

一、職業ヲ勉メテ得ル所ハ半コレヲ貯蓄シ、以テ疾病其他不時ノ用ニ備ヘ、兼テ獨立ノ安全ヲ圖ル可シ。(6)

一、父祖ノ遺産アリトテ袖手シテ衣食ス可ラズ。遺産ノ惠ニ依ルハ父祖ノ勞ヲ竊ムモノニシテ、他人ニ依頼スルモノニ異ナラズ、如何程富メル人ノ子ナリトモ、金ヲ握ミテ生ル、者ナシ。自カラ働キ自カラ養フコソ人間ノ道ナレ。(7)

米人これを得たり。(7の頭註)

一、才智アルニ任セテ人ヲ欺キ、或ハ勢力ノ優レタルヲ頼ミテ人ヲ虐ゲ、一圖ニ唯己ノ利ヲ謀ルモノハ獨立ノ敵ナリ。獨立ノ眞義ハ奪ハズ奪ハレザルニ在リ。(8)

夫婦ノ獨立

一、夫婦ハ各々獨立ノ男女が一生ノ苦樂ヲ契リテ同棲スルモノナリ。夫ハ素ヨリ妻ヲ卑シム可ラズ、妻ハ又夫ヲ敬ハザル可ラズ、夫婦相信ジ相尊ビ、相愛シ相輔ケテ、共ニ俱ニ獨立ヲ全フスルハ家ヲ成スルノ本意ナリ。(9)

親子ノ獨立

一、子ノ生ル、ハ自然ノ約束ニシテ、人得テ左右スル能ハズ。其生ル、ヤ素ヨリ父母ニ因レドモ、既ニ生ル、ノ子ハ正シク世間ノ一個人ニシテ、父母ノ私ス可キモノニ非ズ、宜シク同等ノ人ト思ヒテ大切ニ取扱ヒ、其長ズルニ從フテ漸ク獨立ノ道ヲ教ユベシ。

(10)

英國教育の精神、佛人これを羨む。(10の頭註)

一、親ノ子ヲ愛シ、子ノ親ヲ愛スルハ人ノ天性ナリ。子ノ幼キヤ親ニ非レバ育ムモノナク、親ノ老ユルヤ子ニ非レバ慰ムルモノナシ。親子相助ケ相報ユルハ獨立ノ終始ナリ。(11)

孝は性なり。強て孝なるは性に背くなり。過たるは及ばざるが如し。(11の頭註)

博 愛

一、群衆團結、共同シテ衣食住ノ安ヲ圖ルモ亦人ノ性ナリ。群衆ハ分業ノ始ニシテ、團結ハ強力ノ基ナリ。故ニ人ハ銘銘己ノ獨立ヲ完フスルト共ニ、亦社會ノ改良ニ勉メザル可ラズ。社會ノ事物イヨイヨ整ヘバ、生活イヨイヨ易ク、獨立ノ道イヨイヨ明ナリ。

(12)

一、博愛ハ獨立ノ光輝ナリ。「身ヲ殺シテ仁ヲ爲ス」、人コレヲ博愛ト稱スト雖モ、其人ニ在リテハ身ヲ殺スモ亦獨立ヲ完フスルノ一方ノミ。「罪ヲ憎テ人ヲ憎マズ」、「戰ヲ惡ミ敵ヲ愛ス」ノ如キ道徳ノ極致モ亦獨立ノ餘光ニ外ナラザルナリ。(13)

孔子は仁を説き、釋迦耶穌マホメットは仁を行う。(13の頭註)

(13の傍註)

一、文明ノ目的ハ獨立ノ道ヲ天下ニ明ニスルニ在リ。世界ノ人類皆盡ク獨立ノ尊ム可キヲ知ルニ至ラバ、銃劍ヲ以テ相殺ス如キ野蠻ノ所業ハ立所ニ其迹ヲ絶ツ可キナリ。(14)

愛 國

一、人類獨立ノ極ハ宇内永世ノ平和ナレドモ、今日ノ文明未ダ其域ニ達セズ、則チ地球上所々ニ國ヲ立テ、相對峙スルモ、亦止ヲ得ザル次第ニシテ、人々各其國ヲ愛シ、其國ヲ盛ナラシムルハ、即チ獨立ノ大義ヲ貫徹センガ爲メナリ。(15)

忠義は愛國の一方のみ。(15の傍註)

一、萬一狂暴ノ外國アリテ、猥リニ干戈ヲ弄シ、我國ノ獨立ヲ危ウセントセバ、直ニ迎テコレヲ撃ツ可シ。敵ノ大小強弱ハ問フ所ニ非ズ。何トナレバ、若シ初ヨリ力ノ足ラザルヲ恐レ、空シク頭ヲ敵ニ屈センカ、全ク獨立ナキニ均シケレバナリ。(16)

一、國ノ獨立ヲ完フスルハ、獨立ノ人民ニシテ始テコレヲ能ス可シ。故ニヨク獨立ヲ行フノ人ハ、即亦國家ノ干城ナリ。(17)

獨立自重主義の綱領 [福澤一太郎草案]

(卷頭註) 小幡先生提議案を土臺とし、福澤一太郎提議案、是を骨として此上に福澤先生著書よりの引用語等の肉を着せて以て證とする積り。

○我黨の男女は福澤先生が首唱する所の西洋文明の基礎、獨立自重の實行を以て身を修め世に處するの綱領と爲す。(1)

獨立自重と孤立自負とは大に異なれり。人は群集的即ち社會的動物なるが故に、人々個々自分の獨立自重を衛むるの必要よりして、他人の獨立自重も亦衛らざるを得ず。即ち獨立自重は交互の意を含むものにして、孤立自負他人に棄てられて斃るゝは獨立自重の大義に背くものなり。

此理を以て推すときは、仁と云ひ義と云ひ禮と云ひ信と云ふ總べて皆、社會的動物の獨立自重に必要な條件にして、此條件に頓着せざるは智に非ず。唯だ我黨の男女は仁義禮智信の實行を主張するものにこそあれ、彼の東洋古流德學の通弊たる空禮空仁義空智信には極力反對す。(註)

○男も女も獨立自重の人なれば、一夫一婦終生同窓の棲息を爲し、互に其獨立自重を害することなし。之を純潔の戀愛と爲す。(2)

○一夫一婦の間に生るゝ子女は其父母の他に父母無し、其子女の他に子女無し。是に於てか純潔の親愛を生ず。父母よりの親愛を慈愛と云ひ、子女よりの親愛を孝と云ふも、交互の親愛なるのみ。交互の親愛は當事者彼我の獨立自重に必要な條件なるが故に、獨立自重を衛らんが爲めに實行せざるを得ず。(3)

○子女も亦獨立自尊の人なれども、其幼時に在ては父母之が教養の責に任じ、成育の後ち、父母と同じく獨立自重の男女と成て、世に立つの素養を勉めざるべからず。(4)

○夫婦あれば子女あり、子女あれば兄弟姉妹あり、子女婚嫁して爰に孫あり。故に夫婦ありて家庭（ホーム）あり、家庭集まりて親族を成し、一親族より數親族、以て一村一郡一縣一國を成すに至る。唯この家庭の聚合大小の差に従て、權に其名稱を附するものなり。故に國を細分し、又之を細分するときは終に一家庭に歸す。一家庭亦之を細分すれば一人に歸す。然らば則ち一人に在て獨立自重を以て修身處世の綱領と爲すときは、家庭、親族、村、郡、縣、國、皆此綱領に由て行はれざるもの無し。(5)

○夫婦は社會の因て起る源なり。故に我黨は夫婦の戀愛を以て、父母の子女に對する親愛、子女の父母に對する親愛、即ち慈愛と孝との因て起る源と爲す。故に先づ夫婦の戀愛を純潔にせざれば、父母と子女との間の交互親愛の純潔は期す可らず。此交互親愛の純潔なければ家庭團樂の清樂、即ち家庭の獨立自重を満足せしむるの清樂ある可らず。即ち今日の實際に其害毒を示す所の東洋古流の男尊女卑説を打破するの必要あり。(6)

○夫婦の戀愛純潔にして、始めて身體智徳共に強壯の子女を得べし。身體智徳共に強壯の子女は、即ち一人の獨立自重を衛り、能く此獨立自重を推擴げて、家庭、親族、村、郡、縣、國の獨立自重に及ぼす所の男女に成長す可し。(7)

○一國は即ち斯る獨立自重の男女聚合せる團體なれば、亦同じく獨立自重ならざる可らず。國の獨立自重の氣風を維持擴張するが

爲めには、團體中の男女は各その身分に應じて心力を盡し、之が維持擴張を助くるの義務あり。(8)

○社會の因て起る源、國の因て起る源たる夫婦の純潔戀愛を、夫婦以外の色慾と混同して許す可らざる罪惡と爲すか、若しくは僅に曲げて容す可き惡事と爲すの主義を實際に教ふる教義は、我黨これを社會の獨立自重を妨害するものとして極力攻撃す。蓋し社交の基たる夫婦の純潔戀愛と、社交を破る一原因たる夫婦以外の色慾と、二者の間には雲泥の相違あり。(9)

○我黨は男女を以て同等とは爲せども同種とは爲さず。婦徳の貴ぶ可きは男徳の貴ぶ可きに一步を譲らず。婦徳とは平和溫良等、婦人に於て男子に於けるよりも其發達せるを屢々見る所の徳を云ひ、男徳とは勇武進取等、男子に於て婦人に於けるよりも其發達せるを屢々見る徳を云ふ。男女兩徳をして各その獨立自重を衛らしめ、互に其缺けたるを補はしめて後ち、男女即ち人類の獨立自重を全からしめて文明の進歩を期し得可し。則ち轉女成男を以て最終の目的と爲せる男尊女卑的東洋古流の徳論を根底より顛覆するを以て我黨目的の一と爲す。(10)

○故に苟も男女の同等を説き、家庭團樂の清樂を以て、立國改進の一要素なりと教ふる教義は我黨の確に贊助する所なり。(11)
○國おのゝ其政體を異にすれども、之を統率するの元首あらざるはなし。我國に在ては天皇陛下の統率に服従し、以て國の獨立

自重の氣風を維持擴張するの義務あるを忘る可らず。(12)

○國は獨立自重の一團體なれば、他國をして之を侵犯侮辱せしむ可らず。之を侵犯侮辱せしめざらんが爲めには、則ち兵役に服すると租税を拂ふとの義務あり。(13)

○獨立自重は我修身處世の綱領なれば、衣食住の營求亦この趣旨と相離る可らず。故に自ら汗して自ら食むは人の常道なり。父母の我に遺す所の財産と雖も、之が上に安衣安食して自ら心身を勞することなきは、綱領を守らざるの人なり。(14)

○人の世に生るゝ強弱智愚の差異ありて、之を齊一にするは今日の實際に望む可くして期す可らざるの事なり。是に於てか強者智者は其親愛の情を擴充して、弱者愚者の爲めに其疾苦を滅殺するの要あり。之を慈善の行爲と云ふ。(15)

○慈善の行爲は一見優勝劣敗の天然を妨げて獨立自重の主意に反するが如しと雖も、弱愚を哀むほど進化せる心を養成して始めて社會的動物個々の關繫を鞏固にし、此關繫を鞏固にするの結果團體の獨立自重を鞏固にして、以て個々社會員をして各その獨立自重を衛り得せしむ可し。(16)

○世を導て多く智者強者を生じ弱者愚者を寡からしむるを教育の大方針と爲す。教育は人に獨立自重の貴きを教へて之を實踐履行する方法を案じ出さしめ、男と云はず女と云はず、各この綱領を遵守するときは、其結果として智強の數弱愚の數を倍加し、世

に施すべき慈善なく懲す可き罪惡なきに至て、始めて世界文明の極に達し最大幸福の域に入るべきなり。(17)

〔日原昌造草案〕

獨立トハ孤立ノ謂ニ非ズ。人ハ群集的即チ社會的動物ニシテ睽離獨立スベカラズ。睽離獨立スルモノコレヲ孤立ト云フ。獨立トハ獨立不羈、苟モ人ニ依頼スルナク他人ノ厄介タルヲ免ガレ、節ヲ屈セズ本心ニ恥ヂズ、一言一行苟モ他ノ獨立ヲ犯サ、ル限リハ、己レノ欲スル所ヲ行ヒ、己レノ思フ所ヲ行ヒ、己レノ思フ所ヲ言ヒ、毫モ顧慮逡巡スル所アル所アルベカラズ。之ヲ眞ノ獨立ト云フ。(1)

實際ニ就テ之ヲ解釋シ獨立ヲ誤解シテ孤立スル者、又ハ自ら勝手我儘ヲ振ヒテ他ノ獨立ヲ害スル等ノコトヲ充分攻撃スベシ。(日原註)

例へば肉食妻帯を禁ずる事など、我輩は個人發達社會發達の道理に徴して、全般の理論上には絶對的に反對すと雖も、實際個々の場合に於ては一概に之を律す可らず。是は人々の勝手として、唯彼の「清僧」と稱する輩が之を一つのドグマとして人に強ひ自ら誇るに至ては許す可らず。則ち他人の獨立を妨げ孤

立自負するの言行として攻撃す可きなり。(一太郎註)

自辱トハ自負ノ謂ニ非ズ。唯我獨尊傲慢無禮、自ラ尊大ニシテ他ヲ輕侮スルモノ之ヲ自辱ト云フ。自辱トハ身自ラ其身ノ貴キヲ知り、身自ラ其身ヲ重ジ、自ラ其身ヲ敬シ自ラ其身ヲ金玉視シ、汚穢ニ接セズ醜行ヲ犯サズ、自ラ其身ヲ高尚ノ地位ニ置クモノ、之ヲ眞ノ自辱ト云フ。(2)

今ノ所謂ル紳士輩が利ヲ重ジテ名ヲ輕ジ、金錢ノ爲メニハ如何ナル卑屈ノ事ヲモ之ヲ行フ事、其他實際ニ就キ世俗ヲ攻撃スベシ。(日原註)

所謂る清僧の自ら清とする所は斷肉禁淫の教義を根據とせる無妻禁肉に在リ。滔々たる世間十把一括げの醜僧が此教義を守り得ずして醜行を恣にするは暫く論せず、彼の清僧等が學理上謂れもなき斷肉無妻を自慢の一枚看板にしながら、酒を食て醜態を演ずるを憚らざるのみか、開悟の域に達すれば如何なる事を爲すも妨げなしと自ら許し、非社會的言行を爲して却て唯我獨尊を云ふ面の皮を引剝く可し。(一太郎註)

獨立自尊ハ我修身處世ノ綱領ナレバ、衣食住ノ營求亦コノ趣旨ト離ル可ラズ。自ラ汗シテ自ラ食ムハ人ノ常道ニシテ、自勞自活ハ獨立ノ本源ナリ。父母ノ我ニ遺ス所ノ財産ト雖ドモ、之ガ上ニ安衣安食シテ自ラ勞スルコトナキハ、獨立自尊ノ大義ヲ守ラザルノ人ナリ。(3)

(條文の内、「綱領」とある言葉に「？」の傍註があり、欄外に「主意」と頭註が附されてある。)

遺財ノ頼ミトスルニ足ラザル理由、并ニ其實例、養子(娘に婿を取りて養子と爲せる場合を云ふに非ず—一太郎註—)ノ無條理ナル所以、職業ノ種類ハ人ノ品位ヲ高下スルモノニアラザル等ノコト。(日原註)

遺財の頼みとするに足らざるは勿論なり。畢竟その頼みとするに足らず我人額に汗して働くの必要あればこそ、個人及び社會の進歩はあるなれ。財を積む者子孫を思ふの心より致すは事實の實際に争ふ可らず。子孫を思ふは高等動物の下等動物に異る特點なり。故に子孫を思ふの心は國家を富強ならしむる基なり。唯この心度を過ごして無爲無能、奮に無爲無能ならざるのみならず、不品行の道樂者、例へば本願寺法主の如き者を生ぜし時には、社會の輿論もて攻撃するの必要あり。(一太郎註)

養子の無條理なるを生理學の議論もて證明す可し。商店に入りたる客人が脱帽して店員の挨拶に答ふる風を流行せしむ可し。商人品位の事。營業上の道德(コンマーシアルモラルイチ)の事。(一太郎頭註)

自ラ其身體ヲ大切ニシテ之ヲ衛リ之ヲ養フハ、人間生々ノ道ニ於テ缺クベカラザルモノナレバ、暴飲暴食等ノ不養生ヲ犯サザルハ勿論、常ニ生理健全ノ學ニ注意スルハ亦タ獨立自尊ノ教義ニ適

フモノナリ。(4)

烟草ノ有害ナルコト、身體虛弱ナレバ自勞自活ノ出來ザル理由、世務ハ日ニ益繁多ナルガ故ニ虛弱者ノ能ク堪ユルコト能ハザル所以、宴會法ノ改正等ノコト。(日原註)

烟草の有害なること明白なり。或は神經を柔ぐるなどの辨護あれども全般の議論としては遁辭たるを免れず。ジョーダン氏の説にクリリア・ソウトを保たんとらば一滴の酒一服の煙草をも飲む可らずと云へり。何故に坊主は酒煙草を嚴禁せずして却て斷肉禁煙などに屈托せしや。斷肉無妻よりはテンペラン・ソサイエチーの方遙に條理に近し。

現今のデジエネレーテッド・ソサイエチーを改革するには十分の強硬手段を要す。酒煙草を廢せし人に向て其理由を問ふ事を止めす可し。宴會には坐敷と寢室に兼用し得可き場所を廢し、土足にて歩行く坐敷に於てテーブルに向ひ腰を掛けて會食する事とす可し。(一太郎註)

天壽ヲ全フシテ生命ヲ終ルハ人ノ本分ナリ。然ルヲ失望悔罪等ノ爲メ、自ラ其生命ヲ害スルハ獨立自尊ノ貴キヲ知ラズ、或ハ之ヲ知ルモノヲ遂行スルノ勇氣ナキガ爲メニシテ、些ノ恥辱ヲ忍ビ些ノ艱難ニ耐ヘテ之ヲ克復スルコト能ハザルモノナリ。此レ恥ヲ遁レント企テ、却テ恥ヲ重ル卑怯ノ行爲ナリ。(5)(この項は鎌田の手跡)

英國兵士は戰場に負傷するまで遺言を書かざるを以て通例とすと云ふ。必要もなきに戦死するは勇と云ふ可らず。成丈け生きて働くを名譽とするの風を養ふ可し。(一太郎註)

敢爲活潑、勇進不撓ノ氣性ナキ者ハ獨立獨行ノ主義ヲ實ニスルヲ得ズ。謙遜辭讓、俗ニ云フ引込思案ハ獨立自尊ノ義ニ悖ルモノナリ。(6)

古來東洋風ノ道德ハ畜ニ受身ノミヲ論ジテ自動ノコトヲ云ハズ、東洋道德ノ一大缺點ナリ。儒學ノ今世ニ適セザル所以、今日ニテモ學校ノ教師杯が頻リニ虚禮ヲ教フルヲ以テ道德ノ本義ト心得ルモノ多シ杯ノコト。(日原註)

マイット・ジェー・サーヴェツジ氏は古流耶蘇教の天とするものを語て云ふやう、旧宗義に隨へば天は唯是れ坐して音楽を聴き、自分が其嗜そのたしなみあれば之に加はると云ふまでにて進取の思想更になく、天文學者が天體の研究を續けて學理を進んで取ることなし、又美術家が彫刻することもなく畫くこともなしと。

日本人民がアイヂアルとする極樂は即ち極樂に暮すのみにて進取の事なし。レポーズのみを示す阿彌陀の像は國民を懦弱ならしむるの嫌あるが如し。(一太郎註)

虚飾を去りシンプリシチーを貴ぶ事。醫者が藥名病名等に漢字を用る事。坊主が樂屋落ちの寢言を云ふ事。(以上鉛筆書き) 謙遜、辭讓、「愚父」、「豚兒」、「荊妻」等の語を廢する事。

(一太郎頭註)

智ナキ者ハ世ニ獨立スルヲ得ズ。男モ女モ、去就進退、事々物々、他ノ指揮命令ニ依頼シテ、自ラ思案考慮スルノ智力ナキ者ハ一身ニシテ一人ニアラズ、之ヲ獨立ノ人ト云フベカラズ。(7)

人ノ智力ニハ自ラ限リアルモノナレバ、他人ノ談ヲ聞キ他人ノ思案ヲ已レノ參考トナスハ可ナレドモ、自ラ思案工夫ヲナサバ、ルモノハ自ラ其身ヲ無ニスルノ道理ナリ。世間此類ノ實例ニ乏シカラズ。(日原註)

自ら思案工夫せざる者は寄生生物^{パラサイト}なり。パラサイトの生活はデジエネレーションの始めなり。單に思案工夫するのみにては不足なり。ソウトばかり働かして實際のアクションなき者はキャラクターを損する傾向あり。昔時我國の武士が氣品を保ちたるは經書に就てソウトを働かすのみに止まらず、武藝のアクションを爲したる爲めなり。

宗法がメタフイジカルの理窟^{こゝろまは}を捏廻すに忙しく、慈善の媒介としてのアクションを止むればデジエネレートして死滅するに至る。(一太郎註)

人ハ社會的動物ナレバ人ニ接スル必ズ信ヲ以テスベシ。已レ信ナケレバ人モ亦信ナカルベシ。已レノ信ハ他ヲシテ信アラシムルタメノ信ナリ。人互ニ相信ジテ始メテ已レノ獨立自尊ヲ實ニスルヲ得ベシ。(8)

朋友信アルノミナラズ何人ニ對シテモ信ナカルベカラズ。古人ハ唯信ヲ信トシテ尊ビタレドモ、我黨ハ信ノ効用ニ就テ信ノ必要ヲ知ルモノナリ。信ノ必要ナル實例。(日原註)

是にもコンマーシアルモラリチーを論じ得可し。(一太郎註) 男女ハ同等ノモノナレドモ同種ノモノニ非ズ。男女オノノ其徳トスル處ヲ異ニスルハ天ノ約束ニシテ、平和溫良等ヲ女子ノ徳ト云ヒ、勇武進取等ヲ男子ノ徳ト云フ。男女ノ兩徳ヲシテ各ソノ獨立自重ヲ衛ラシメ、互ニ其缺ケタルヲ補ハシメテ後チ、男女ノ獨立ヲ全カラシメ以テ文明ノ進歩ヲ期スベキナリ。(9)

男女同權論ノ極端ナルコト。轉女成男ノ無條理ナルコト。女子參政ノ權ヲ或ル程度マデ許ルスモ此程度ヲ超過セシメザルコト。女子體育ノコト。服製ノコト。通常ノ來客ニ接スルハ女子ノ職タルベキ事等。(日原註)

「男と女との間には形態上にも精神上にも混同す可らざる深在の相違あり。此相違は太める事も出來れば縮める事も出來る。併し之を根滅せんには新規の根源を土臺とせる進化全程遣り直しの必要あり。有史以前のプロトゾーア中に定められたる所のものは、國會の議決を以て滅却し得可きに非ず。」

特別に女子に適當なる歴史教科書編纂の必要あり。女生徒に教ふ可きは文學のみに非ず生理學の如き最も必要なり。男生徒にヘルシ、フラインアートを獎勵す可し。女子服制には斷然た

る改格を要す。袴着用の事。(一太郎註)

男女ノ配遇ハ人間ノ尤モ大切ナルコトナレバ、男女共ニ之ヲ選擇スルニ自ラ其法ナカルベカラズ。管ニ肉體ノ獸慾ノミヲ以テ目的トスルモノハ自ラ其身ヲ禽獸ニスル者ニテ、獨立自尊ノ大義ニ悖ルモノナリ。(10)

第一血統體質智愚等ノコトニ注目シテ容色貧富等ハコレヲ第二ノ考トナスベキコト、俗ニ所謂いひなづけノ不條理ナルコト、父母ノ意ニ叶ハザル者ヲ強テ配偶セントスルハ、子女タルモノ、孝情ニ於テ忍ビザル折ナランナレドモ、己ノ意ヲ枉ゲテモ父母ノ命ニ從ハザル可ラズト云フノ理ナシ。自ラ選擇シテ後チ父母ノ許諾ヲ受クベシ。(日原註)

當人自ら選擇して後ち父母の許諾を受くるこそ獨立の主意に於て順當なりと雖も、我國今日の實際に於ては或は之をモザフアイして、先づ父母が續々カンデレートを出して當人に撰ましむる方捷徑ならんか。

「いひなづけ」を破ると共に英米流のエンゲージメントを獎勵するの必要あることならん。

容色のアイヂアルを變る事。ヘナ／＼の色男に代らしむるに心身屈強の好男子を以てす可し。(一太郎註)

男モ女モ獨立自尊ノ人ナレバ、一夫一婦終生同室ノ棲息ヲ爲シ、互ニ其獨立自尊ヲ害スルコトアルベカラズ。此ヲ純潔ノ戀愛

ト爲ス。(11)

我國夫婦關係ノ不始末不條理ナルヲ痛論スベシ。(日原註)

夫婦の純潔戀愛を本として親孝行の親愛を次ぎとするのラヂカル説を唱道しては如何。(一太郎註)

一夫一婦ノ間ニ生ル、子女ハ其父母ノ他ニ父母無シ、其子女ノ他ニ子女無シ。是ニ於テカ純潔ノ親愛ヲ生ズ。父母ヨリノ親愛ヲ慈愛ト云、子女ヨリノ親愛ヲ考ト云フモ、交互ノ親愛ナルノミ。交互ノ親愛ハ彼我ノ獨立自重ニ必要ナル個條ナルガ故ニ、自ラ其身ヲ重ンジテ他ノ獨立ヲ害セザラントセバ、交互ノ親愛ナカルベカラズ。(12)

理ヨリ出デタル孝ハ孝ニアラズ。眞ノ孝ハ情ヨリ發スルモノナリ。子ヲ持テ知ル親ノ恩トハ理ノ孝ニシテ眞ノ孝ニ非ズ。世ニ行ハル、孝行ノ間違ヲ大ニ攻撃スベシ。(日原註)

孝行慈愛等は總べて群集的動物が社會獨立の必要より生じて遺傳し撰化し増進し、果ては殆んどオートマチックに成りたる同情の爲めに起るものにして、理窟もて利害得失の差引勘定する暇はある可らず。六箇敷き道德論の書を解し得て何程これに註釋を下すの力はあるとも、實際の徳義に一點をさへ加へざる例あり。醫者の不養生の如く、道德も商品として取扱ふ坊主中には儘く不道德の輩あり。則ち徳義の講釋よりは徳義の言行、例へば孤兒救濟等の實行を要する所以なり。(一太郎註)

子女モ亦獨立自尊ノ人ナレドモ、其幼時ニ在テハ父母之が教養ノ責ニ任ジ、成育ノ後チ父母ト同ジク獨立自尊ノ男女ト成テ世ニ立ツノ素要ヲ勉メザルベカラズ。

子女ヲ教育スルハ必ズシモソノ子女ヲシテ英雄豪傑タラシメントノ趣意ニ非ズ。唯先天ニ亨ケタル智徳ヲ開發スルニアルノミ。

親トシテ其子女ヲ教育セザルハ人ニシテ人ニ非ズ、自ラ其身ヲ禽獸トナスモノナリ。

父母ガ其子女ヲ教養スルハ成育ノ後チ其子女ヲシテ立身出世セシメ、己レ其餘光ニ浴シ所謂左リ團扇ノ樂隱居トナラントスルモノアリ。(日原註)

教育ノ主義に於て開發と注入とを區別して論據と爲し得可し。(一太郎註)

夫婦アレバ子女アリ。子女アレバ兄弟姉妹アリ。子女婚嫁シテ爰ニ孫アリ。伯叔甥姪、其間自ラ血屬ノ原薄差等アレドモ、齊シクコレ獨立自尊ノ人ナレバ唯其親愛ノ情ヲ交互ニスルノミ。此ヲ一家親族ノ團樂ト云フ。(14)

親屬ト雖ドモ決シテ互ニ相依頼スルノ念アルベカラズ。各其職トスル所ヲ務メテ親族ノ厄介タルベカラズ。己ノ娘ヲ良家ニ嫁シテ己レ其餘慶ニ浴セントスルモノハ其娘ヲ娼家ニ賣ルニ異ナラズ。

弟ニシテ兄ノ家ニ寄宿シ其世話トナルモノアルモ、世人之ヲ怪マザレドモ、兄ニシテ弟ノ世話トナルモノアレバ、之ヲ厄介者トシテ其意氣地ナキヲ譏ル、謂ハレナキ次第ナリ。兄ニシテ弟ノ世話トナルヲ厄介トセバ、弟ニシテ兄ノ世話トナルモ亦厄介者タルヲ免レズ。兄弟共ニ各獨立ノ人タルベシ。(日原註)

一家ヨリ數家、一親屬ヨリ數親族、以テ一村一郡一縣一國ヲ成スニ至ル。唯コノ一家ノ聚合大小差等ニ從テ權ニ其名稱ヲ附スルモノナリ。故ニ國ヲ細分シ、又之ヲ細分スルトキハ終ニ一家ニ歸ス。一家亦之ヲ細分スレバ一人ニ歸ス。然ラバ則チ一人ニ在テ獨立自尊ヲ以テ修身處世ノ綱領トナストキハ、天下國家皆此綱領ニ由テ行ハレザルモノ無シ。(15)

東洋風ニテハ國ヲ本トシ家ヲ末トナセドモ謂レナキ說ニシテ、其立論ノ根據甚ダ薄弱ナリ。

此考ノ傾斜ヨリシテ古來大ナル間違ヲ生ジタルノ例夥多アリ。(日原註)

大事なことだ。(一太郎註)

故ニ個人ノ發達ヲ計ルハ國ノ發達ヲ致サシムル基ナリ。個人ハ各々ソノ分ニ應ジテ、極力己レノ身體智徳ハ勿論天然並ニ美術ヲ樂ミテ、己レ及ビ社會ヲ俗化セシメザルノ義務アリ。(16) (この項は一太郎の手跡)

美術品を賣買して朋友を欺くを快樂とするが如き道具屋根性

の素人美術家、待合などの醜屋に會合し醉眼朦朧として醜業婦の傍に日本古流醜文句の歌を聞き、名を美術に托して尾籠醜猥の繪畫を樂む輩など極力攻撃し、ヘルシー・インフルーエンスのある美術品を作り又之を樂む風を發達せしむる事。(一太郎註)

下らぬ古物を悦ぶ人は其目の間違ひたるものとして攻撃する事。古のみを貴ぶ風を止めしむる事。歌の文句など醜猥の所をドシ／＼改め若しくは削る事。(一太郎註)

人ノ世ニ生ル、強弱智愚ノ差異アリテ、之ヲ齊一ニスルハ今日ノ實際ニ於テ望ムベクシテ期スベカラズ。是ニ於テカ強者智者ハ其親愛ノ情ヲ擴充シテ弱者愚者ノタメニ其疾苦ヲ滅殺スルノ要アリ。之ヲ博愛慈善ノ行爲ト云フ。博愛慈善ノ行爲ハ人間ノ美德ナリト雖ドモ、其行爲ハ宜シク人々ノ本心ヨリ發スベキモノナレバ、己レノ欲スル儘ヲ行ヒ決シテ他ノ關涉ヲ許ルスベカラズ。(17)

慈善ノ本意ハ元ト他ノ爲メニアラズシテ自ラ其愛憐ノ情ヲ慰ムルタメナレバ、其受惠者ノ善惡等ハ固ヨリ之ヲ不問ニ附スベシ。其先方ハ如何ナル罪惡ノ人ナリトモ、己レノ心ニ偶然愛憐ノ情發スレバ直ニ之ヲ救護シテ他ヲ顧慮スベカラズ。

慈善ハ宜シク情ヨリ發シテ理ヨリ生ズベカラズ。(日原註)

(此一箇條は爰には云ふ事を止め、前段理の孝を撃ちし説明中に臨機應變の説明をする事としては如何。蓋し個人の慈善に

は情より發するものを貴べども、社會經世の慈善はシステマチックたらざるを得ず。則ち兩者の間に衝突あり。(一太郎註) 世ヲ導テ多ク智者強者ヲ生ジ弱者愚者ヲ寡カラシムルヲ教育ノ大方針トナス。教育ハ人ニ獨立自尊ノ貴キヲ教ヘテ之ヲ實踐履行スルノ工夫ヲ發キ、男ト云ハズ女ト云ハズ、各此綱領ヲ遵守スルトキハ其結果智強ノ數弱愚ノ數ヲ倍加シ、世ニ施スベキ慈愛ナク懲スベキ罪惡ナキニ至リ、始メテ人各獨立自尊ノ主義ヲ實ニシ最大幸福ノ域ニ入ルベキナリ。(18)

世ノ中ノ人類悉ク皆有智ノ善人ナランニハ、人オノ／＼獨立獨行シテ充分己レノ思フ所ヲ言フベケレドモ、世ニ無智ノ惡人アレバ隨テ己レノ言行ヲ妨ゲラル、ノ憂アリ。國中ニ弱者愚者ノ數多ケレバ國ノ獨立自尊ヲ維持擴張スルコト難シ。故ニ人ヲ教育スルハ人ノ爲メニ非ズシテ己レ自身ノ爲メノミ。譬ヘバ自分ノ家ヲ安全ニ維持センニハ、先ヅ近隣ノ草屋ヲ取り除ケテ鐵石ノ家屋ヲ建築セザルベカラザルガ如シ。(日原註)

人ハ社會的動物ナレバ人ニ接スル必ズ信ヲ以テスベシ。己レ信ナケレバ人モ亦信ナカルベシ。己レノ信ナルハ他人ヲシテ信アラシムルタメノ信ナリ。人互ニ相信ジテ始メテ己レノ獨立自尊ヲ實ニスルコトヲ得ベシ。(19)

古人ハ唯信ヲ信トシテコレヲ尊ビタレドモ、我黨ハ信ノ效用ヲ視テ信ノ必要ヲ知ルモノナリ。

朋友信アルノミナラズ、何人ニ對シテモ信ナカラザルベカラズ。(日原註)

國ハ即チ獨立自尊ノ男女聚合セル團體ナレバ、亦同ジク獨立自尊ナラザル可ラズ。若シ狂暴ナル他國アリテ我國ノ獨立自尊ヲ侵犯侮辱スルコトアレバ、我國男女ハ各其分ニ應ジテ心力ヲ盡シ、其全體ヲ殺スモ之ト争フテ我國ノ獨立自尊ヲ衛ラザルベカラズ。是ニ於テカ兵役ニ服シ租稅ヲ拂ヒ以テ我國ノ獨立自尊ヲ維持擴張スルノ義務アリ。(20)

支那人杯が唯自家一身ノ經營ニ孜々トシテ、國全體ノ維持擴張ヲ怠ルハ獨立自尊ノ眞意ヲ知ラザルノ罪ナリ。

古來所謂國家主義ノ盛ニ説レタルハ支那ニ如クモノナシ。國ヲ本トシ一身一家ヲ末トナスノ愛國心ハ薄弱ニシテ到底頼ミトスルニ足ラザルヲ知ルベシ。(日原註)

已ニ個人ニ兵役ニ服シ租稅ヲ拂フノ義務アレバ、國家ハ之ニ對シ個人ノ身體自由名譽財産ヲ保護スルノ義務アリ。又コノ義務ハ獨リ國內ニ於テノミナラズ外國人ニ對シテ之ヲ保護スルノ義務アリ。故ニ國ト國トノ間ニハ一個人ノ事ヨリシテ國ト國トノ間ニ干戈ヲ執テ相争フニ至ルモ避ケザルナリ。(21) (この項は鎌田の手跡)

已ニ租稅ヲ拂フノ義務アレバ其用途ヲ監督スルノ義務アリ。租稅ヲ拂ヒ兵役ニ服スルノミニテ其用途ヲ監督セザル者ハ、

已レノ財産生命ヲ擧テ他人ノ爲ス儘ニ放任スル者ニテ、獨立自尊ノ本意ニアラズ。(22)

故ラニ參政ヲ權ト云ハズシテ義務ト云フ。權利ハコレヲ放棄スルコトヲ得ベケレドモ義務ハコレヲ棄ツベカラズ。

上流ノ人が兎角政治ニ冷淡ナルハ之ヲ義務トセザルノ罪ナリ。(日原註)

我國民ハ天皇陛下ノ統率ニ服從シ、以テ國ノ獨立自尊ヲ維持擴張スルノ義務アルヲ忘ルベカラズ。(23)

君主ハ恰モ國民ノ智德善心ヲ蒸溜シテ其汚物ヲ去リ、眞ニ粹ノ粹ナルモノヲ聚メタルモノナレバ、コレニ忠ナラザルモノハ身自ラ其善心ニ服從セザルモノニテ、自重自尊ノ大義ニ悖ルモノナリ。

支那ニテハ其元首ヲ天子ト云フ。已ニ天子ト云ヘバ全く之ヲ他人トスルモノニテ、他人ノ命ニ從フト從ハザルトハ人々ノ勝手次第ナリ。

東洋流ノ忠義ハ全く偽忠ニシテ、偽忠ハ我黨ノ許サザル所ナリ。

偽忠ノ例ヲ擧ゲテ東洋流ノ忠義ヲ攻撃シテ支離滅却スベシ。

(日原註)

除ては如何。(一太郎頭註)

國ニハ必ラズ公法私法アリ、之ヲ遵奉スルハ國民タルモノ、義

務ナリ。又特リ之ヲ遵奉スルソミナラズ、進ンデ法律ノ執行ヲ助カスルノ義務アルモノトス。(24) (この項は鎌田の手跡)

地球上面立國ノ數少カラズ、各其政體ヲ異ニシ、言語宗教ヲ異ニシ、習俗慣行同ジカラズト雖ドモ、ソノ人ハ齊シクコレ同類ノ人間ノミ。苟モ同類ノ人ニ接スルニ親疎内外ノ區別アルベカラズ。自ラ尊大ニシテ他ヲ輕侮スルハ自尊自重ノ趣意ニ背クモノナリ。(25)

國ノ交際ト人ノ交際トヲ區別シ、例ヲ引キ譬ヲ舉ゲテ人ノ交際ニ内外ノ別アルベカラザルヲ論ズベシ。(日原註)

人ハ人ニ對スルノ義務アルノミニ止マラズ、又禽獸ニ對スルノ義務アリ。禽獸ガ人ノ欲心ヲ充タシ人ノ用ヲ便ズルハ生存競争上ノ事實ナリ。然レドモ之ヲ虐待シテ無益ノ殺生ヲナス者ハ、自ラ殺伐殘忍ノ氣風ヲ生ジテ其身ノ品位ヲ下シ、身ヲ禽獸ト同一ノ地位ニ置クモノナレバ、獨立自尊ノ教義ニ背クモノナリ。(26)

殺生ハ自ラ人ノ氣品ヲ殺伐ニスルノ事實アリ。全體ニ穢多ノ氣性ノ殘忍ナルモ其原因此ニアラン。鎌田君ノ話ニ佛國革命ノ時最モ多クノ人ヲ殺シタル者ハ醫者ナリシトノ事アリ。其趣ハ少シク異ナレドモ他生ヲ弄シ血ヲ視ルニ慣レタル者ハ自然ニ殺伐ノ風アリ。牛馬虐待ノ事杯ヲ攻撃スベシ。(日原註)

他人所有の動物を殺したる者は單に其動物以外の所有品を破壊したる場合と同様、財産贖償のみを足れりとするか、然らず

と云ふ説あり。(一太郎註)

〔石河幹明草案 (初稿)〕

文明日新の修身處世法は如何なる主義に依り如何なる方向に進む可きやとは、今の青年學生の往々惑ふ所にして、先輩に對して屢ば質問を起すものあり。福澤先生學生に示さんが爲めにとて、二三の社友に囑して文案を起稿せしむ。生等即ち先生平素の言行に基き、聊か其大要を述べて先生の閱覽を乞ひ、之を修身要領と名けて學生に示すこと左の如し。

慶應義塾社中某々誌

修身要領

一、人は人たるの品位を進め智徳を研ぎます。其光輝を發揚するを以て本分と爲さざる可らず。抑も人道の教は決して萬世不易のものに非ずして、社會人文の進歩と共に自から變せざるを得ず。是に於てか世運の變遷に應じて修身處世の法を新にするの必要あり。今日の文明に處するの道を求むるに其說一にして足らざれども、吾黨の男女は福澤先生平素の言行に則り、獨立自尊の主義を以て修身處世の要領と爲すものなり。(1)

一、心身の獨立を全うし自から其身を尊重して人たるの品位を辱

めざるもの、之を獨立自尊の人と云ふ。(2)

(原文の第二第三の二箇條、即ち獨立自尊の義は僅々三四行の簡單なる説明にて悉くすこと容易ならず。一言一行己の欲する所を行ひ思ふ所を言ふなど手強き辭を用ふるときは、人の誤解を招き易くして直に非難攻撃の材料と爲るの掛念あるに似たり。獨立自尊の意義は註解に於て委しく説明することとしては如何。)(石河註)

一、自から勞して自から食ふは人生獨立の本源なり。獨立自尊の人は必ず自勞自活の人たらざる可らず。(3)

(父母の遺産云々は説明に譲りては如何。以下之に倣ふ。)(石河註)

一、身體を大切にし健康を保つは人間生々の道に缺く可らざるの要務なり。苟めにも健康を害するの不養生を戒め、適度の快樂に心身を娛ましめ常に生理健全に注意す可し。(4)

一、天壽を全うするは人の本分なり。其原因事情の如何を問はず、自から生命を害するは、獨立自尊の旨に反する背理卑怯の行爲にして、最も賤しむ可き所なり。(5)

一、敢爲活潑堅不屈の精神を以てするに非ざれば、獨立自尊の主義を實にするを得ず。人は進取確守の勇氣を缺く可らず。(6)

一、一身の進退方向は一々他に依頼せずして自から思慮判断するの智力を具へざる可らず。(7)

一、男尊女卑は野蠻の陋習なり。文明の男女は同等同位、互に相敬愛して各その獨立自尊を全からしむ可し。(8)

一、結婚は人生の重大事なれば配偶の選擇法は最も慎重ならざる可らず。一夫一婦終身同棲その愛を全うして互に獨立自尊を侵さざるは人倫の始なり。(9)

一、一夫一婦の間に生るゝ子女は、其父母の外に父母なく、其子女の外に子女なし。親子の親愛は眞純の親愛にして、之を傷けざるは一家幸福の基なり。(10)

一、子女も亦獨立自尊の人なれども、其幼時に在ては父母これが教養の責に任せざる可らず。是を以て子女たるものは父母の教訓に従て孜々勉勵し、成長の後獨立自尊の男女として世に立つの素養を成す可きものなり。(11)

一、一家より數家次第に相集りて社會の組織を成す。社會の基礎は一人の獨立自尊に在りと知る可し。(12)

一、社會共存の道は自から權利を護り幸福を求むると同時に、他人の權利幸福を尊重して苟も之を犯すことなく、以て自他の獨立自尊を傷けざるに在り。(13)

一、人に交るには必ず信を以てす可し。己れ信なければ人も亦信なし。人々相信じて始めて自他の獨立自尊を實にするを得べし。

一、人生の境遇は千差萬別にして自から天然人爲の疾苦不幸なき

(14)

を得ず。己れを愛するの情を擴めて他人に及ぼし、其疾苦不幸を輕減するに勉むるは博愛の行爲にして人間の美德なり。(15)

一、博愛の情は同類の人間に對するに止まらず、禽獸を虐待し又は無益の殺生を爲すが如き人の戒しむ可き所なり。(16)

一、日本臣民は萬世一系の皇室を奉戴し、身を修め國を護るの本分を盡す可し。(17)

一、國あれば必ず政府あり。政府は政令を行ひ軍備を整へ一國の男女を保護して其身體生命財産名譽自由を侵害せしめざるを任務と爲す。是を以て國民は護國の責を盡すの義務あり。(18)

女は如何。(18の頭註)

一、既に護國の義務あれば、男女各その分に隨て國の立法に參與し政費の用途を監督するは、國民の義務なりと知る可し。(19)

一、國法を遵奉するは國民たるものゝ義務なり。單に之を遵奉するに止まらず進んで其執行を幫助し、社會の秩序安寧を維持するの義務あるものとす。(20)

一、地球上立國の數少なからずして各政體宗教言語習俗を殊にすと雖も、其國人は等しく同類の人間なれば、之に交るに苟も輕重厚薄の區別ある可らず。己れ獨り尊大にして他國人を蔑視するは獨立自尊の旨に反するものなり。(21)

一、吾々今代の人民は先代前代より繼承したる社會の文明福利を増進して、之を子孫後世に傳ふるの義務を盡くさざる可らず。(22)

修身要領關係資料

一、人の世に生るゝ智愚強弱の差なきを得ず。智強の數を増し愚弱の數を減ずるは教育の力に在り。教育は即ち人に獨立自尊の旨を數へて之を躬行實踐するの工風を啓くものなり。(23)

一、吾黨の男女は自から此要領を遵守するのみならず、廣く之を社會一般に及ぼし、天下萬衆と共に相率めて最大幸福の域に進むを期するものなり。(24)

〔石河幹明草案 (第二稿)〕

文明日新の終身處世法は如何なる主義に依り如何なる方向に進む可きやとは、今の青年學生の大に惑ふ所にして、先輩に對して屢ば質問を起すものあり。福澤先生これに答ふる爲めにとて、二三の社友に囑して文案を艸せしむ。生等即ち先生平素の言行に基き、聊か其大要を述べて先生の閱覽を乞ひ、之を修身要領と名け學生に示すこと左の如し。

慶應義塾社中某々誌

修身要領

一、凡そ日本國に生々する臣民は、男女老少は問はず、帝室を奉戴して其恩徳を仰がざるものある可らず。此の一事は萬世不易、何人も疑を容れざる所なりとして、今日の男女が今日の社會に處

(四二三) 三二五

するの道を如何す可きやと云ふに、古來道德の教一にして足らずと雖も、徳教は人文の進歩と共に變化するの約束にして、日新文明の社會には自から其社會に適するの教なきを得ず。即ち修身處世の法を新にするの必要ある所以なり。(1) (貼紙)

一、人は人たるの品位を進め徳を研ぎます。其光澤を發揮するを以て本分と爲さざる可らず。吾黨の男女は獨立自尊の主義を以て修身處世の要領と爲し、之を服膺して人たるの本分を全うす可きものなり。(2) (貼紙)

一、心身の獨立を全うし自から其身を尊重して人たるの品位を辱めざるもの、之を獨立自尊の人と云ふ。(3)

一、自から勞して自から食ふは人生獨立の本源なり。獨立自尊の人は自勞自活の人たらざる可らず。(4)

一、身體を大切にし健康を保つは人間生々の道に缺く可らざるの要務なり。常に心身を快活にして苟めにも健康を害するの不養生を戒む可し。(5)

一、天壽を全うするは人の本分を盡くすものなり。原因事情の如何を問はず、自から生命を害するは、獨立自尊の旨に反する背理卑怯の行爲にして、最も賤む可き所なり。(6)

一、敢爲活潑堅忍不屈の精神を以てするに非ざれば、獨立自尊の主義を實にするを得ず。人は進取確守の勇氣を缺く可らず。(7)

一、獨立自尊の人は一身の進退方向を他に依頼せずして自から思

慮判斷するの智力を具へざる可らず。(8)

一、男尊女卑は野蠻の陋習なり。文明の男女は同等同位、互に相敬愛して各その獨立自尊を全からしむ可し。(9)

一、結婚は人生の重大事なれば配偶の選擇は最も慎重ならざる可らず。一夫一婦終身同室相敬愛して互に獨立自尊を犯さざるは人倫の始なり。(10)

一、一夫一婦の間に生るゝ子女は、其父母の外に父母なく、其子女の外に子女なし。親子の親愛は眞純の親愛にして、之を傷けざるは一家幸福の基なり。(11)

一、子女も亦獨立自尊の人なれども、其幼時に在ては父母これが教養の責に任せざる可らず。子女たるものは父母の訓誡に従て孜々勉勵、成長の後獨立自尊の男女として世に立つの素養を成す可きものなり。(12)

一、獨立自尊の人たるを期するには、男女とも成人の後にも自から學問を勉め知識を開發し徳性を修養するの心掛を怠る可らず。(13)

一、一家より數家次第に相集りて社會の組織を成す。健全なる社會の基は一人一家の獨立自尊に在りと知る可し。(14)

一、社會共存の道は人々自から權利を護り幸福を求むると同時に、他人の權利幸福を尊重して苟も之を犯すことなく、以て自己の獨立自尊を傷けざるに在り。(15)

一、人は自から従事する所の業務に忠實ならざる可らず。其大小輕重に論なく苟も責任を怠るものは獨立自尊の人に非ざるなり。

(16) (貼紙)

一、人に交るに信を以てす可し。己れ人を信じて人も亦己れを信ず。人々相信じて始めて自他の獨立自尊を實にするを得べし。

(17)

一、己を愛するの情を擴めて他人に及ぼし、其疾苦不幸を輕減するに勉むるは博愛の行爲にして人間の美德なり。(18)

一、禮儀作法は居家處世の要具にして、無禮無作法は人の戒しむ可き所なれども、虚禮虚飾の弊習は斷じて排斥す可し。(19) (貼紙)

(紙)

一、博愛の情は同類の人間に對するに止まる可らず。禽獸を虐待し又は無益の殺生を爲すが如き人の戒しむ可き所なり。(20)

一、文藝美術の類は人の品性を高くし、其心を和ぐるの効能あり。社會の平和を助け、人生の快樂を進むるの趣旨に反せざる限り、之を獎勵するを妨げず。(21) (貼紙)

一、宗教の信仰は人々の自由意思に存するものなれば、其信不信は從て問ふ所に非ず。(22) (貼紙)

一、國あれば必ず政府あり。政府は政令を行ひ軍備を設け一國の男女を保護して其身體生命財産名譽自由を侵害せしめざるを任務と爲す。是を以て國民は軍事に勞役し國費を負擔するの義務あり。

(23)

一、既に軍事に勞役し國費を負擔するの義務あれば、國の立法に參與し國費の用途を監督するは國民の權利にして又その義務なりとす。(24) (貼紙)

一、日本國民は男女を問はず、國の獨立自尊を維持するが爲めに、事宜に由りては其生命財産を賭して敵國と戦ふの義務あるを忘る可らず。(25) (貼紙)

一、國法を遵奉するは國民たるものゝ義務なり。單に之を遵奉するに止まらず進んで其執行を幫助し、社會の秩序安寧を維持するの義務あるものとす。(26)

一、地球上立國の數少なからずして各その宗教言語習俗を殊にすと雖も、其國人は等しく是れ同類の人間なれば、之に交るに苟も輕重厚薄の別ある可らず。獨り自から尊大にして他國人を蔑視するは獨立自尊の旨に反するものなり。(27)

一、吾々今代の人民は先代前人より繼承したる社會の文明福利を増進して、之を子孫後世に傳ふるの義務を盡くさざる可らず。(28)

一、人の世に生るゝ智愚強弱の差なきを得ず。智強の數を増し愚弱の數を減ずるは教育の力に在り。教育は即ち人に獨立自尊の道を教へて之を躬行實踐するの工風を啓くものなり。(29)

一、吾黨の男女は自から此要領を遵守するのみならず、廣く之を

社會一般に及ぼし、天下萬衆と共に相率ゐて最大幸福の域に進むを期するものなり。

〔小幡篤次郎草案〕

文明日新の修身處世法は如何なる主義に依り如何なる方向に進む可きやとは、今の青年學生の大に惑ふ所にして、先輩に對して屢ば質問を起すものあり。福澤先生これに答ふる爲めにとて、生等社友に囑して文案を弗せしむ。生等即ち先生平素の言行に基き、聊か其大要を述べて先生の閱覽を乞ひ、之を修身要領と名け學生に示すこと左の如し。

明治三十三年二月紀元節

慶應義塾社中某々誌

修身要領

一、凡そ日本國に生々する臣民は、男女老少を問はず、帝室を奉戴して其恩徳を仰がざるものある可らず。此一事は萬世不易、何人も疑を容れざる所なり。今日の男女が今日の社會に處するの道を如何す可きやと云ふに、古來道德の教一にして足らずと雖も、徳教は人文の進歩と共に變化するの約束にして、日新文明の社會には自から其社會に適するの教なきを得ず。即ち修身處世の法を

新にするの必要ある所以なり。(1)

一、人は人たるの品位を進め智徳を研きます。其光輝を發揚するを以て本分と爲さざる可らず。吾黨の男女は獨立自尊の主義を以て修身處世の要領と爲し、之を服膺して人たるの本分を全うす可きものなり。(2)

一、心身の獨立を全うし自から其身を尊重して人たるの品位を辱めざるもの、之を獨立自尊の人と云ふ。(3)

一、自から勞して自から食ふは人生獨立の本源なり。獨立自尊の人は自勞自活の人たらざる可らず。(4)

一、身體を大切にし健康を保つは人間生々の道に缺く可らざるの要務なり。常に心身を快活にして苟めにも健康を害するの不養生を戒む可し。(5)

一、天壽を全うするは人の本分を盡すものなり。原因事情の如何を問はず、自から生命を害するは、獨立自尊の旨に反する背理卑怯の行爲にして、最も賤む可き所なり。(6)

一、敢爲活潑堅忍不屈の精神を以てするに非ざれば、獨立自尊の主義を實にするを得ず。人は進取確守の勇氣を缺く可らず。(7)

一、獨立自尊の人は一身の進退方向を他に依頼せずして自から思慮判斷するの智力を具へざる可らず。(8)

一、男尊女卑は野蠻の陋習なり。文明の男女は同等同位、互に相敬愛して各その獨立自尊を全からしむ可し。(9)

一、結婚は人生の重大事なれば配偶の選擇は最も慎重ならざる可らず。一夫一婦終身同室相敬愛して互に獨立自尊を犯さざるは人倫の始なり。(10)

一、一夫一婦の間に生るゝ子女は、其父母の他に父母なく、其子女の他に子女なし。親子の愛は眞純の親愛にして、之を傷けざるは一家幸福の基なり。(11)

一、子女も亦獨立自尊の人なれども、其幼時に在ては父母これが教養の責に任ぜざる可らず。子女たるものは父母の訓誨に従て孜孜勉勵、成長の後獨立自尊の男女として世に立つの素養を成す可きものなり。(12)

一、獨立自尊の人たるを期するには男女共に成人の後にも自から學問を勉め知識を開發し徳性を修養するの心掛を怠る可らず。

(13) (貼紙、石河手跡)

一、一家より數家次第に相集りて社會の組織を成す。健全なる社會の基は一人一家の獨立自尊に在りと知る可し。(14)

一、社會共存の道は人々自から權利を護り幸福を求むると同時に、他人の權利幸福を尊重して苟も之を犯すことなく、以て自他の獨立自尊を傷けざるに在り。(15)

一、怨を構へ仇を報ゆるは野蠻の陋習にして卑劣の行爲なり。恥辱を雪ぎ名譽を全うするには須らく公明の手段を擇む可し。(16)

(貼紙、石河手跡)

一、人は自から從事する所の業務に忠實ならざる可らず。其大小輕重に論なく苟も責任を怠るものは獨立自尊の人に非ざるなり。

(17)

一、人に交るには信を以てす可し。己れ人を信じて人も亦己れを信ず。人々相信じて始めて自他の獨立自尊を實にするを得べし。

(18)

一、禮儀作法は敬愛の意を表する人間交際上の要具なれば苟めにも之を忽にす可らず。只その過不及なきを要するのみ。(19) (貼紙、石河手跡)

一、己を愛するの情を擴めて他人に及ぼし、其疾苦不幸を輕減するに勉むるは博愛の行爲にして人間の美德なり。(20)

一、博愛の情は同類の人間に對するに止まる可らず。禽獸を虐待し又は無益の殺生を爲すが如き人の戒む可き所なり。(21)

一、文藝の嗜は人の品性を高くし精神を娛ましめ、之を大にすれば社會の平和を助け人生の幸福を増すものなれば、亦是れ人間要務の一なりと知る可し。(22) (貼紙、石河手跡)

一、國あれば必ず政府あり。政府は政令を行ひ軍備を設け一國の男女を保護して其身體生命財産名譽自由を侵害せしめざるを任務と爲す。是を以て國民は軍事に服し國費を負擔するの義務あり。

(23)

一、既に軍事に服し國費を負擔すれば、國の立法に參與し國費の

用途を監督するは、國民の權利にして又その義務なりとす。(24)

(挿入、石河手跡)

一、日本國民は男女を問はず國の獨立自尊を維持するが爲め事宜に由りては生命財産を賭して敵國と戦ふの義務あるを忘る可らず。(25) (挿入、石河手跡)

一、國法を遵奉するは國民たるものゝ義務なり。單に之を遵奉するに止まらず進んで其執行を幫助し、社會の秩序安寧を維持するの義務あるものとす。(26)

一、地球上立國の數少なからずして各その宗教言語習俗を殊にすと雖も、其國人は等しく是れ同類の人間なれば、之と交るには苟も輕重厚薄の別ある可らず。獨り自から尊大にして他國人を蔑視するは獨立自尊の旨に反するものなり。(27)

一、吾々今代の人民は先代前人より繼承したる社會の文明福利を増進して、之を子孫後世に傳ふるの義務を盡さざる可らず。(28)

一、人の世に生るゝ智愚強弱の差なきを得ず。智強の數を増し愚弱の數を減ずるは教育の力に在り。教育は即ち人に獨立自尊の道を教へて之を躬行實踐するの工風を啓くものなり。(29)

一、吾黨の男女は自ら此要領を服膺するのみならず、廣く之を社會一般に及ぼし、天下萬衆と共に相率ゐて最大幸福の域に進むを期するものなり。(30)

「修身要領」正文

文明日新の修身處世法は如何なる主義に依り如何なる方向に進む可きやとは、今の青年學生の大に惑ふ所にして、先輩に對して屢々質問を起すものあり。福澤先生これに答ふる爲めにとて、生等に囑して文案を草せしむ。即ち先生平素の言行に基き、其大要を述べて先生の閱覽を乞ひ、之を修身要領と名け學生に示すこと左の如し。

明治三十三年二月紀元節

慶應義塾社中某々誌

(端書) (この項福澤の自筆草稿を缺く。依て「慶應義塾學報」第二十五號に據る。)

修身要領

凡そ日本國に生々する臣民は、男女老少を問はず、萬世一系の帝室を奉戴して其恩德を仰がざるものある可らず。此一事は滿天下、何人も疑を容れざる所なり。而して今日の男女が今日の社會に處する道を如何す可きやと云ふに、古來道德の教一にして足らずと雖も、徳教は人文の進歩と共に變化するの約束にして、日新文明の社會には自から其社會に適するの教なきを得ず。即ち修身

處世の法を新にするの必要ある所以なり。

第一條

人は人たるの品位を進め智徳を研ぎますく其光輝を發揚するを以て本分と爲さざる可らず。吾黨の男女は獨立自尊の主義を以て修身處世の要領と爲し、之を服膺して人たるの本分を全うす可きものなり。

第二條

心身の獨立を全うし自から其身を尊重して人たるの品位を辱めざるもの、之を獨立自尊の人と云ふ。

第三條

自から勞して自から食ふは人生獨立の本源なり。獨立自尊の人は自勞自活の人たらざる可らず。

第四條

身體を大切にし健康を保つは人間生々の道に缺く可らざるの要務なり。常に心身を快活にして苟めにも健康を害するの不養生を戒む可し。

第五條

天壽を全うするは人の本分を盡すものなり。原因事情の如何を問はず、自から生命を害するは、獨立自尊の旨に反する背理卑怯の行爲にして、最も賤む可き所なり。

第六條

修身要領關係資料

敢爲活潑堅忍不屈の精神を以てするに非ざれば、獨立自尊の主義を實にするを得ず。人は進取確守の勇氣を缺く可らず。

第七條

獨立自尊の人は一身の進退方向を他に依頼せずして自から思慮判斷するの智力を具へざる可らず。

第八條

男尊女卑は野蠻の陋習なり。文明の男女は同等同位、互に相敬愛して各その獨立自尊を全からしむ可し。

第九條

結婚は人生の重大事なれば配偶の撰擇は最も慎重ならざる可らず。一夫一婦終身同室相敬愛して互に獨立自尊を犯さざるは人倫の始なり。

第十條

一夫一婦の間に生るゝ子女は、其父母の他に父母なく、其子女の他に子女なし。親子の愛は眞純の親愛にして之を傷けざるは一家幸福の基なり。

第十一條

子女も亦獨立自尊の人なれども、其幼時に在ては父母これが教養の責に任せざる可らず。子女たるものは父母の訓誨に従て孜々勉強、成長の後獨立自尊の男女として世に立つの素養を成す可きものなり。

第十二條

獨立自尊の人たるを期するには、男女共に成人の後にも自から學問を勉め知識を開發し徳性を修養するの心掛を怠る可らず。

第十三條

一家より數家次第に相集りて社會の組織を成す。健全なる社會の基は一人一家の獨立自尊に在りと知る可し。

第十四條

社會共存の道は人々自から權利を護り幸福を求むると同時に、他人の權利幸福を尊重して苟も之を犯すことなく、以て自他の獨立自尊を傷けざるに在り。

第十五條

怨を構へ仇を報ずるは野蠻の陋習にして卑劣の行爲なり。恥辱を雪ぎ名譽を全うするには須らく公明の手段を擇むべし。

第十六條

人は自から従事する所の業務に忠實ならざる可らず。其大小輕重に論なく苟も責任を怠るものは獨立自尊の人に非ざるなり。

第十七條

人に交るには信を以てす可し。己れ人を信じて人も亦己れを信ず。人々相信じて始めて自他の獨立自尊を實にするを得べし。

第十八條

禮儀作法は敬愛の意を表する人間交際上の要具なれば苟めにも

之を忽にす可らず。只その過不及なきを要するのみ。

第十九條

己れを愛するの情を擴めて他人に及ぼし、其疾苦を輕減し其福利を増進するに勉むるは博愛の行爲にして人間の美德なり。

第二十條

博愛の情は同類の人間に對するに止まる可らず。禽獸を虐待し又は無益の殺生を爲すが如き人の戒む可き所なり。

第二十一條

文藝の嗜は人の品性を高くし精神を娛ましめ、之を大にすれば社會の平和を助け人生の幸福を増すものなれば、亦是れ人間義務の一なりと知る可し。

第二十二條

國あれば必ず政府あり。政府は政令を行ひ軍備を設け一國の男女を保護して其身體生命財産名譽自由を侵害せしめざるを任務と爲す。是を以て國民は軍事に服し國費を負擔するの義務あり。

第二十三條

軍事に服し國費を負擔すれば、國の立法に參與し國費の用途を監督するは、國民の權利にして又其義務なり。

第二十四條

日本國民は男女を問はず國の獨立自尊を維持するが爲めには生命財産を賭して敵國と戰ふの義務あるを忘る可らず。

第二十五條

國法を遵奉するは國民たるものゝ義務なり。單にこれを遵奉するに止まらず進んで其執行を幫助し、社會の秩序安寧を維持するの義務あるものとす。

第二十六條

地球上立國の數少なからずして各その宗教言語習俗を殊にすと雖も、其國人は等しく是れ同類の人間なれば、之と交るには苟も輕重厚薄の別ある可らず。獨り自ら尊大にして他國人を蔑視するは獨立自尊の旨に反するものなり。

第二十七條

吾々今代の人民は先代前人より繼承したる社會の文明福利を増進して、之を子孫後世に傳ふるの義務を盡さざる可らず。

第二十八條

人の世に生るゝ智愚強弱の差なきを得ず。智強の數を増し愚弱の數を減ずるは教育の力に在り。教育は即ち人に獨立自尊の道を教へて之を躬行實踐するの工風を啓くものなり。

第二十九條

吾黨の男女は自ら此要領を服膺するのみならず、廣く之を社會一般に及ぼし、天下萬衆と共に相率ゐて最大幸福の域に進むを期するものなり。

(末尾) 明治三十三年六月、病後初筆、福澤諭吉

藩別に見た初期の慶應義塾入門生

慶應義塾現存の最古の入門姓名録は、文久三年春入門の小林小太郎より記されてゐる。入門帳に記された入門生の藩別傾向は、幕末明治初頭の變革期に際しての、諸藩の英學に對する關心の一端を示すものであると共に、慶應義塾が如何なる藩から認められてゐるか、ひいては英學界における慶應義塾の地位を示すものとも云ひ得る。藩別傾向の猶強い明治四年四月が慶應義塾にあつては三田への移轉時期でもあるので、こゝでは一應三田移轉以前の入門生に限つてみた。

中津藩の入門生が最初の年より入門を見、その數も連年相當數あることは當然のことではあるが、慶應三年に一名、明治元年に三名と減少してゐるのは、維新の際の中津藩の混亂を示すものであらう。

文久三年より慶應三年迄の五年の中、三年以上にわたつて入門生をみることに出来る藩は、和歌山、熊本、高知、薩摩、廣島、仙臺、宮津、福井、盛岡の諸藩で、大體洋學に熱心でありかつ幕末に盛に活躍した藩が多いことは、單に偶然の一致として片附ける事は出来まい。(三八七頁に續く)